新政あいち　愛知県議会議員（日進市および東郷町選出）　2021.8.24　NO.25

福田よしお県政レポート

編集・発行　福田よしお事務所　〒470-0155　愛知郡東郷町白鳥二丁目 4-7
ＴＥＬ：0561-39-4407　ＦＡＸ：0561-39-4408　e-mail：fukuta440@yahoo.co.jp

ホームページ・Facebook にも活動のようすをアップしてあります。ぜひご覧ください！

令和３年５月(第５回)臨時愛知県議会(5 月 11 日)
令和３年５月(第６回)臨時愛知県議会(5 月 27 日)
令和３年６月(第７回)臨時愛知県議会(6 月 1 日)
令和３年６月定例愛知県議会(6 月 17 日～7 月 6 日)
令和３年７月(第８回)臨時愛知県議会(7 月 12 日)
令和３年８月(第９回)臨時愛知県議会(8 月 10 日)

残暑の候　連日猛暑、酷暑が続いていますが皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は福田よしおの活動に格別のご理解とご支援を賜り心から感謝申し上げます。さて愛知県議会は新型コロナウイルス感染症対策のため、5 月 12 日から３回目の「緊急事態宣言」発令に対応するため第５回臨時議会が招集され、以後「大規模接種会場運営」や休業・営業時間短縮への協力金、支援金の給付など３回の臨時議会と６月定例議会が招集されました。６月定例議会では補正予算１件、条例関係７件、工事請負契約などその他の議案 15 件が提案されましたが、ワクチン接種を推進するため大規模接種会場をさらに増設する経費や高齢者等へ巡回接種する経費、生活困窮者支援などの補正予算と副知事選任同意議案(佐々木菜々子氏)が追加上程されました。議会としても本県における新型コロナウイルスの感染状況、ワクチン接種の状況に対応すべく対策を進めるため適時適切に審議、採決にあたりました。また国に対して意見書も６件可決して衆参両院議長及び内閣総理大臣始め関係大臣に提出しました。そして７月 12 日には本年８回目の臨時議会が招集され、新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止するため愛知県独自の「厳重警戒措置」を実施し、休業・営業時間短縮への協力金、支援金の給付など補正予算を可決しました。しかし、愛知県は８月に入り感染拡大「第５波」の様相を呈したため緊急に「まん延防止等重点措置」を決定。感染者の増加した「日進市」「東郷町」など 12 市町村が措置区域に指定され、休業・時短要請に伴う補正予算(689 億 4,316 万余円)が第９回臨時議会に上程され可決しました。皆様には新型コロナウイルス感染症の抑制と終息をめざして、今一度感染リスクを考えた行動や不要不急の県外等移動の自粛をお願いします。結びに各位にはくれぐれもご自愛いただき、引き続き安全・安心な愛知をめざすため一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶といたします。

愛知県新型コロナウイルス感染症

第5波の終息に向け

まん延防止等重点措置

愛知県全域 8月8日～8月31日

注 8/15 現在、日進市・東郷町は措置区域です。

「愛知県まん延防止等重点措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	外出自粛 措置区域　：20時以降 措置区域以外：21時以降
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	措置区域：5時～20時、措置区域以外：5時～21時 愛知県全域：カラオケ設備の利用自粛
	⑥飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ	措置区域：5時～20時、措置区域以外：5時～21時 イベントの開催制限の遵守
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧テレワークの推進等	休暇取得の促進等
	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
その他	⑩イベントの開催制限等	人数上限5，000人＋50％(大声あり)・21時まで
	⑪行事等での対策	夏休みやお盆期間中の不要不急の旅行は中止・延期
	⑫学校等での対応	寮生活・クラブ・部活動の感染対策徹底
	⑬東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策	東京都等オリンピック・パラリンピック開催地への移動自粛、パブリックビューイングの自粛
県	○ワクチン接種体制の整備加速	○あいスタ認証制度の普及

令和３年定例愛知県議会「一般質問」

１　防災対策を問う

毎年、前年度発生した災害や新たな課題に対して国の中央防災会議において「防災基本計画」が修正され、それを受けて愛知県は地域防災計画を修正します。また各市町村も地域防災計画を修正して防災対策の充実強化を図っています。今回は新たに国が修正した項目のうち「個別避難計画と避難勧告・避難指示の一本化」「災害時におけるトイレ」「流域治水の推進」ついて質問しました。

(1)「個別避難計画と避難勧告・避難指示の一本化」について

質問要旨(福田よしお)　過去の災害の教訓を基に避難に関する制度がたびたび変更されてきたが、市町村から避難勧告などの情報が発令されても、避難行動をとった住民が少なく人的被害を発生させている。それらを踏まえ今回の制度改正は住民にとって避難のタイミングをより分かり易くするため「避難勧告」と「避難指示」を一本化し「警戒レベル３で高齢者等避難」「警戒レベル４で避難指示」に見直された。具体的には市町村において福祉避難所の活用も含め個別避難計画の作成を推進されると思うが、県として新たな避難情報の周知と個別避難計画作成に向けてどのように取組を進めていかれるのか。

答弁要旨(防災安全局長)　今回の避難情報の見直しは避難勧告と避難指示を一本化して避難のタイミングを明確にし、住民の主体的な避難行動に結びつけてもらうものであり、発令する市町村と実際に避難する住民、双方の理解が重要である。このため県では、発令する市町村の理解を深めるため、名古屋地方気象台やあいち・なごや強靱化共創センターと連携し、市町村の防災担当者を対象に講習会やワークショップを開催しており、これを踏まえ各市町村では発令に向けた基準を見直すなど新たな運用を開始する。また発令を受け避難する住民には、避難勧告が廃止されたこと、避難指示で必ず避難する必要があること、加えて避難には避難所への避難に限らず、安全な知人宅への避難や自宅での安全確保などの行動があり、普段からどう行動するか決めておくことの大切さを認識してもらう必要がある。このため県では県防災情報ツイッター、ヤフー防災速報アプリを活用して広く周知を図るとともに、市町村においては出前講座や回覧板、広報紙やホームページ、ＳＮＳなどにより地域住民の理解が進むよう啓発活動を行っている。今後も各市町村が適時・適切に避難情報を発令し、県民の皆様が自らの判断で早期に避難行動をとることができるようしっかりと取り組んでいく。

答弁要旨（福祉局長）　個別避難計画とは高齢者や障害のある方など避難行動要支援者の方が円滑かつ迅速に避難するために、あらかじめ市町村が個人ごとに避難先や避難支援者などを定めておく計画で、これまで個別避難計画作成の手順や記載内容などをまとめた「市町村のための要配慮者支援体制構築マニュアル」を作成し市町村の計画作成を支援してきたが、本年５月に災害対策基本法等が改正され、これまで任意とされていた個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、福祉避難所へ避難する要支援者をあらかじめ明確にしておくことや計画作成における介護支援専門員等との連携などが求められることとなった。本県では法改正後、直ちに制度改正の内容を市町村へ周知し、計画の見直しを進めるよう依頼し、今後市町村の担当課長会議を開催し、改正内容の詳細を説明するとともに先行する自治体の取組を紹介するなど市町村の取組を後押ししていく。また県のマニュアルの実効性をより高めるため、今回の改正内容を踏まえ具体的な福祉避難所の選定方法や介護支援専門員との連携方法を盛り込むなど市町村とも連携しながら検討を進め、今年度中に改定する。こうした取組を通じ市町村における個別避難計画の作成をしっかりと支援していく。

(2)「災害時におけるトイレ」について

質問要旨(福田よしお)　南海トラフ地震等の災害時のトイレ不足に対する県の備えはどのようになっているのか。また自助として家庭におけるトイレの備蓄を推進すべきだが、携帯トイレや簡易トイレの家庭備蓄の必要数量と啓発について伺う。

答弁要旨（防災安全局長）　南海トラフ地震等の災害時のトイレ不足は、議員ご指摘のとおり災害発生時には水洗トイレが機能せず排泄物の処理が滞り、衛生環境の悪化や健康被害をもたらすことが課題となる。このため県の備蓄方針では発災後３日目までに必要となる簡易トイレ等を市町村が避難所に近い場所で備蓄することを基本とし、２日目と３日目に各市町村で不足する分を県が備蓄することとしている。加えて仮設トイレを迅速に調達するため、民間事業者団体との間で「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定」を締結しているが、道路の被災や交通渋滞等により被災地や避難所に直ちに物資が届かないなど速やかに対応できないことも想定されるので、**「自助」**として個人や家庭における備蓄は重要で、県のホームページや各種啓発冊子において家庭での生活必需品として携帯トイレ等を備蓄していただくよう呼びかけている。今後は地域防災計画や内閣府のガイドラインに基づき**「一人１日５回分程度を３日分以上、可能な限り１週間分」**と具体的に記載し、必要数量を備えていただけるよう啓発に努める。今後とも県民の防災意識を高め、災害に対する備えをしっかり行っていただけるよう取り組んでいく。

（３）「天白川、境川の流域治水の推進」について

質問要旨(福田よしお)　境川流域では、長年、総合治水対策として県と市町が協働して雨水貯留施設の整備などに取り組んでいるが、東海豪雨など豪雨災害から県民の生命・財産を守るうえで、これまで進めてきたハード対策に加え、避難対策などのソフト対策を多層的に進めることが重要である。そこで天白川、境川の流域治水の考え方、進め方について伺う。

答弁要旨（建設局長）　昨年度、国土交通省は気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を進めることとした。この「流域治水」を推進するため、河川管理者が水系ごとに重点的に実施する治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として取りまとめることとし、国は全ての一級水系を本年３月３０日に公表した。総合治水対策を約４０年間にわたって行ってきた境川水系については、本県においても国と同日に公表した。この「境川水系流域治水プロジェクト」は、既存の境川総合治水対策協議会を活用して取りまとめたもので、河川改修に加え雨水貯留浸透施設の設置やため池の保全など氾濫を減らすためのハード対策や水害リスク情報の充実と発信強化、その情報を活用した避難体制の構築など被害軽減のためのソフト対策を位置づけている。また、この対策を計画的に推進するため短期、中期、中長期に区分したロードマップを作成し、県、市町など流域のあらゆる関係者が一体となって対策を進めていく。天白川については国や関係市町とともに「流域治水協議会」を本年５月に設立し「流域治水プロジェクト」の取りまとめに向け関係者との調整を進め本年度中に公表する。今後とも県民の皆様の安全・安心な暮らしを守るため「流域治水プロジェクト」に基づいた事前防災対策に取り組んでいく。

2　県営公園の防災機能強化を問う

質問要旨(福田よしお)　県民の憩いの場、リクリエーションの場として活用されている県営公園は大規模災害時の活動拠点となっているが、防災上の機能を高めるため今後どのように取り組んでいくのか。

答弁要旨（防災安全局長）　地震や風水害による大規模災害が発生した場合には、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材や物資の集積のための拠点が必要となり、県では愛知県地域防災計画で１１の県営公園のうち、８公園を防災活動拠点に位置付けている。このうち愛・地球博記念公園は、全県に及ぶ災害又は大都市での災害が発生した場合の自衛隊等の活動拠点となる「中核広域防災活動拠点」と位置付け、多目的広場を宿営地として活用するほか野球場はヘリポートに、体育館を救援物資の集配場として活用できるよう万博終了後の公園の再整備において災害時に必要な防災機能を確保している。現在、愛・地球博記念公園内においてジブリパークの整備が進められているが、災害時における中核的な活動拠点としての役割を引き続き果たすことができるよう必要な機能を維持していく。県営公園は、平常時は県民の方々の憩いの場

やレクリエーションの場としての機能を持つとともに、災害時には近隣住民の避難の場や災害対応を行う部隊の活動拠点となるなど防災上重要な役割を担う施設であるため、今後、県営公園の改修等にあたっては地元市町村や防災関係機関等から幅広く意見を聞き、災害時に十分な機能を果たすことができるよう都市・交通局と協議・調整を行っていく。

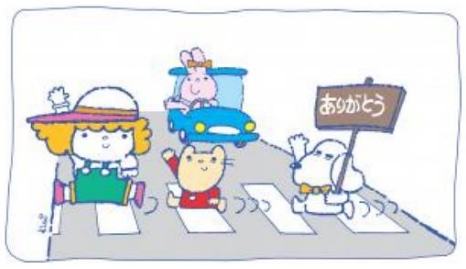

3　交通安全対策について問う

質問要旨(福田よしお)　歩行者が道路を横断するとき手を挙げて合図する「ハンド・アップ」を県民に広めていく必要がある。「ハンド・アップ」の周知に向け今後どのように取り組んでいくのか。

答弁要旨（防災安全局長）　本県の過去５年間における歩行者の交通事故死者数のうち約６５パーセントが道路横断中の事故で、こうした事故を防止するためにはドライバーの歩行者保護意識を醸成するとともに、議員ご指摘のとおり歩行者に対して自らの命を守る行動の大切さを改めて認識していただくことが重要である。このため本県では、2010 年から歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る方法として、歩行者が道路を横断する時には手を挙げアピールし、停止したドライバーに感謝の気持ちを伝える「ハンド・アップ運動」を提唱、推進してきた。今年度はこの「ハンド・アップ運動」の一層の浸透を図るため、季節ごとの交通安全県民運動期間中はもとより年間を通じて広報啓発事業を県内全域で展開していくこととしている。具体的には新たに「ハンド・アップ運動ＰＲ隊」を結成し、毎月１１日の「横断歩道の日」を中心に啓発イベントを県内各地域で６回実施する。またラッピングトラックを用いて県内すべての市町村を巡回し、通行中のドライバーや歩行者に向け、広く周知と実践を呼びかけるとともにポスターやミニ懸垂幕等の資材を作成し、市町村や教育機関、企業等に配付するなど啓発活動を行っていく。道路横断中の歩行者の事故を１件でも無くすことができるよう「ハンド・アップ運動」の定着に向け市町村や関係諸団体と連携し、しっかりと取り組んでいく。

活動 Photo

6/26 第 41 回日進書道連盟展

7/11 日進市水防工法訓練

7/17 ナチュラルマルシェ東郷
In オートプラネット名古屋

7/20 交通死亡ゼロの日
立哨活動

7/31 愛知県議会
「人づくり福祉対策特別委員会」

8/7　にっしん　平和のつどい